

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第三条関係）

（暫定税率を適用する灯油又は軽油に係る石油化学製品の指定）

第五條 法の別表第一第二七一―二七二号の（一）のBの（2）の（i）及び（三）の（1）並びに第二七一―二七二号の（一）のBの（2）の（i）及び（ii）の（1）に規定する政令で定める石油化学製品は、エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ペンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂とする。

（石油化学製品及び還付率の指定等）

第十九條 法第六條第一項に規定するエチレンその他の政令で定める石油化学製品は、次の表の上欄に掲げる物品とし、同項に規定する政令で定める率は、同表の上欄の各号に掲げる石油化学製品の原料として使用された同表の中欄の当該各号に掲げる揮発油等（同項に規定する揮発油等をいう。以下同じ。）について、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

石油化学製品	揮発油等	還付率
「エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ペンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂	オレフィン製造設備（エチレンの製造を主たる目的とするものに限る。以下この号において同じ。）の分解炉で熱分解用に供される揮発油又は重油	「キロリットルにつき五十円
	オレフィン製造設備の分解炉で熱分解用に供される灯油	「キロリットルにつき百六十五円
	オレフィン製造設備の分解炉で熱分解用に	「キロリットル

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第三条関係）

第五條 削除

（石油化学製品及び還付率の指定等）

第十九條 法第六條第一項に規定するエチレンその他の政令で定める石油化学製品は、次の表の上欄に掲げる物品とし、同項に規定する政令で定める率は、同表の上欄の各号に掲げる石油化学製品の原料として使用された同表の中欄の当該各号に掲げる揮発油等（同項に規定する揮発油等をいう。以下同じ。）について、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

石油化学製品	揮発油等	還付率
「エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ペンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂	オレフィン製造設備（エチレンの製造を主たる目的とするものに限る。以下この号において同じ。）の分解炉で熱分解用に供される揮発油、灯油、軽油又は重油	「キロリットルにつき五十円

五 第二ブチルアルコール、メチルエチルケトン又はアルキルフエノール	四 キシレン	三 ベンゼン、トルエン又はキシレン	二 ベンゼン、トルエン若しくはキシレン又はこれらの一以上及びノルマルヘキサン	供される軽油		
				プロパン又はブタンを主成分とする石油ガスのうち、オレフィン製造設備の分解炉で熱分解用に供されるもの	十二円 ルにつき百七	
ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガスのうち、アルコール及びケトン製造設備のオレフィン吸収塔に投入されるもの	接触改質設備で改質された揮発油又は改質炭化水素油のうち、キシレン分留設備に投入されるもの	接触改質設備で改質された改質炭化水素油のうち、水素添加脱アルキル反応設備に投入されるもの	これらの一以上及びノルマルヘキサン	接触改質設備で改質された揮発油又は改質炭化水素油のうち、芳香族炭化水素抽出設備（抽出蒸留設備を含む。）に投入されるもの	八十三円 一トンにつき	十一円 ルにつき百七
一トンにつき九十二円に、中欄に規定するオレフィン吸収塔に投入	一キロリットルにつき五十円	一キロリットルにつき六十円	一キロリットルにつき四十円	一キロリットルにつき四十円		

五 第二ブチルアルコール、メチルエチルケトン又はアルキルフエノール	四 キシレン	三 ベンゼン、トルエン又はキシレン	二 ベンゼン、トルエン若しくはキシレン又はこれらの一以上及びノルマルヘキサン	供される軽油		
				プロパン又はブタンを主成分とする石油ガスのうち、オレフィン製造設備の分解炉で熱分解用に供されるもの	八十一円 一トンにつき	
ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガスのうち、アルコール及びケトン製造設備のオレフィン吸収塔に投入されるもの	接触改質設備で改質された揮発油又は改質炭化水素油のうち、キシレン分留設備に投入されるもの	接触改質設備で改質された改質炭化水素油のうち、水素添加脱アルキル反応設備に投入されるもの	これらの一以上及びノルマルヘキサン	接触改質設備で改質された揮発油又は改質炭化水素油のうち、芳香族炭化水素抽出設備（抽出蒸留設備を含む。）に投入されるもの	八十一円 一トンにつき	十一円 ルにつき百七
一トンにつき八十九円に、中欄に規定するオレフィン吸収塔に投入	一キロリットルにつき四十円	一キロリットルにつき五十円	一キロリットルにつき四十円	一キロリットルにつき四十円		

<p>七 酢酸、ぎ酸、 プロピオン酸、 こはく酸又はア セトン</p>	<p>六 イソブチレン 又はブテン・ ー</p>		
<p>脂肪酸カルボン酸製造設備（揮発油を空気 により酸化し、主として酢酸、ぎ酸又はブ ロピオン酸を製造するものに限る。）の酸 化反応器に投入される揮発油</p>	<p>ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガ スのうち、イソブチレン製造設備のイソブ チレン抽出装置に投入されるもの</p>	<p>ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガ スのうち、アルコール及びケトン製造設備 のオレフィン抽出塔に投入されるもの</p>	
<p>一キロリット ルにつき六十 五円</p>	<p>一トンにつき 五十四円</p>	<p>金額 を乗じて得た れる重量割合 により抽出さ れる重量割合 を乗じて得た 金額</p>	<p>された石油ガ スが硫酸に吸 収される重量 割合を乗じて 得た金額</p>

<p>七 酢酸、ぎ酸、 プロピオン酸、 こはく酸又はア セトン</p>	<p>六 イソブチレン 又はブテン・ ー</p>		
<p>脂肪酸カルボン酸製造設備（揮発油を空気 により酸化し、主として酢酸、ぎ酸又はブ ロピオン酸を製造するものに限る。）の酸 化反応器に投入される揮発油</p>	<p>ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガ スのうち、イソブチレン製造設備のイソブ チレン抽出装置に投入されるもの</p>	<p>ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガ スのうち、アルコール及びケトン製造設備 のオレフィン抽出塔に投入されるもの</p>	
<p>一キロリット ルにつき六十 二円</p>	<p>一トンにつき 五十二円</p>	<p>金額 を乗じて得た れる重量割合 により抽出さ れる重量割合 を乗じて得た 金額</p>	<p>された石油ガ スが硫酸に吸 収される重量 割合を乗じて 得た金額</p>

八 (省略)	九 直鎖アルキルベンゼン	十 プロピレン	十一 ニ・エチルヘキシルアルコール、ブチルアルコール又はノルマルブチルア
	灯油のうち脱水素反応器又は塩素化反応器に投入されるノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の百分の九五以上のものに限る。)	プロパン及びプロピレンを主成分とする石油ガスのうち、プロピレン分留設備に投入されるもの	水素及び一酸化炭素を主成分とする混合ガスの製造設備に投入される揮発油
	一キロリットルにつき百九十円	一トンにつき九十七円に、中欄に規定するプロピレン分留設備に投入された石油ガスから分留されたプロピレンの当該石油ガスに対する重量割合を乗じて得た金額	一キロリットルにつき六十四円

八 同上	九 直鎖アルキルベンゼン	十 プロピレン	十一 ニ・エチルヘキシルアルコール、ブチルアルコール又はノルマルブチルア
	灯油のうち脱水素反応器又は塩素化反応器に投入されるノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の百分の九五以上のものに限る。)	プロパン及びプロピレンを主成分とする石油ガスのうち、プロピレン分留設備に投入されるもの	水素及び一酸化炭素を主成分とする混合ガスの製造設備に投入される揮発油
	一キロリットルにつき百八十六円	一トンにつき九十四円に、中欄に規定するプロピレン分留設備に投入された石油ガスから分留されたプロピレンの当該石油ガスに対する重量割合を乗じて得た金額	一キロリットルにつき六十一円

ルデヒド	十二 シクロヘキサ ン、カプロラ クタム又はアン モニア	水素製造設備の分解炉に投入される揮発油	一キロリット ルにつき六十 四円
十三 高級アルコ ール	灯油のうち脱水素反応器又は酸化反応器に 投入されるノルマルパラフィン（直鎖飽和 炭化水素の含有量が全重量の百分の九十五 以上のものに限る。）	一キロリット ルにつき百九 十円	

2及び3 (省略)

(輸入数量の算出方法)

第三十八条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）（同法第六十二条において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請がされた物品にあつては当該承認の申請とし、郵便物にあつては同法第七十六条第三項（郵便物を受け取った旨の通知）の規定による通知とする。）に係る数量として、同法第一百一条第一号（統計の作成）の統計（以下この条、次条、第四十二条及び第四十三条において「貿易統計」という。）に計上される数量（同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とす

ルデヒド	十二 シクロヘキサ ン、カプロラ クタム又はアン モニア	水素製造設備の分解炉に投入される揮発油	一キロリット ルにつき六十 一円
十三 高級アルコ ール	灯油のうち脱水素反応器又は酸化反応器に 投入されるノルマルパラフィン（直鎖飽和 炭化水素の含有量が全重量の百分の九十五 以上のものに限る。）	一キロリット ルにつき百八 十六円	

2及び3 同上

(輸入数量の算出方法)

第三十八条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）（同法第六十二条において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請がされた物品にあつては当該承認の申請とし、郵便物にあつては同法第七十六条第三項（郵便物を受け取った旨の通知）の規定による通知とする。）に係る数量として、同法第一百一条第一号（統計の作成）の統計（以下この条、次条、第四十二条及び第四十三条において「貿易統計」という。）に計上される数量（同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とす

る。ただし、平成八年度から平成十六年度までの各年度における輸入数量を算出する場合において、当該各年度の前年度において同表に掲げる物品のうち法第七条の三第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたものの数量を当該各年度における輸入数量に加算するものとする。

2 (省略)

(加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等)

第四十四条 (省略)

2 (省略)

3 法第八条第一項第二号に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

一 三 (省略)

四 関税率表第四八三・九号の二に掲げる物品

五 関税率表第四九八・九号に掲げる物品

六 (省略)

七 (省略)

八 (省略)

九 (省略)

十 (省略)

十一 (省略)

十二 (省略)

十三 (省略)

十四 (省略)

十五 (省略)

十六 (省略)

十七 (省略)

十八 (省略)

る。ただし、平成八年度から平成十五年頃までの各年度における輸入数量を算出する場合において、当該各年度の前年度において同表に掲げる物品のうち法第七条の三第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたものの数量を当該各年度における輸入数量に加算するものとする。

2 同上

(加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等)

第四十四条 同上

2 同上

3 法第八条第一項第二号に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

一 三 同上

四 同上

五 同上

六 同上

七 同上

八 同上

九 同上

十 同上

十一 同上

十二 同上

十三 同上

十四 同上

十五 同上

十六 同上

十九 (省略)

二十 (省略)

二十一 関税率表第七三一九・二一〇号又は第七三二六・二〇号に掲げる物品

二十二 関税率表第七四一九・九九号に掲げる物品

二十三 (省略)

二十四 (省略)

二十五 関税率表第三九三三・二二一、第三九三三・二九号、第四八一九・四

号 第四八二二・一〇号又は第四八二三・九〇号に掲げる物品であつて包装に

使用するもの

4 6 (省略)

(特恵受益国等及び特別特恵受益国並びに特恵関税の便益を与えない物品等の指
定)

第四十九条 (省略)

2| 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を
与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。

一 別表第一の第八四号に掲げる国を原産地とする関税率表第一八二四・一
、第六九二一・ 号及び第九四 四・九 号に掲げる物品であつて、平成十
七年三月三十一日までに輸入されるもの

二 別表第一の第八四号に掲げる国を原産地とする関税率表第一八三六・二一
の、第八二二三・ 号及び第八二二五・九九号に掲げる物品であつて、平
成十八年三月三十一日までに輸入されるもの

3 (省略)

(軽減税率の適用について手続を要する物品の指定)

第六十二条 法第八条の七に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一 十三 (省略)

十七 同上

十八 同上

十九 関税率表第七三二六・二〇号に掲げる物品

二十 同上

二十一 同上

二十二 同上

二十三 関税率表第三九三三・二二一、第三九三三・二九号、第四八二二・一〇

号又は第四八二三・九〇号に掲げる物品であつて包装に使用するもの

4 6 同上

(特恵受益国等及び特別特恵受益国並びに特恵関税の便益を与えない物品等の指
定)

第四十九条 同上

2| 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を
与えない物品は、別表第一の第八四号に掲げる国を原産地とする関税率表第一八
二四・一 号、第六九二一・ 号及び第九四 四・九 号に掲げる物品であつ
て、平成十七年三月三十一日までに輸入されるものとする。

3 同上

(軽減税率の適用について手続を要する物品の指定)

第六十二条 法第八条の七に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一 十三 同上

十四 法の別表第一第二七九号の(1)に掲げる石油及び歴青油

十五 法の別表第一第二七一―二七二号の(一)の(1)の(1)の(1)の(1)の(1)に掲げる揮発油

十六 法の別表第一第二七一―二七二号の(一)の(1)の(1)の(1)の(1)の(1)に掲げる揮発油

―十九号の(一)の(1)の(1)の(1)の(1)の(1)に掲げる灯油

十七 法の別表第一第二七一―二七二号の(一)の(1)の(1)及び第二七一―二七二号の(一)の(1)に掲げる軽油

十八―二十一 (省略)

(軽減税率の適用についての手続等)

第六十三条 (省略)

2及び3 (省略)

4 第九条及び第十条の規定は、前条第四号から第六号までに掲げる物品、同条第九号に掲げる物品のうちコーンフレークの製造に使用するもの以外のもの並びに同条第十一号から第十七号まで、第十九号及び第二十一号に掲げる物品について法第八条の七の軽減税率の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第四号、第五号、第九号、第十一号から第十七号まで又は第二十一号に掲げる物品であるときは、「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量」と、当該物品が同条第六号に掲げる物品であるときは、「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量並びに当該製品の販売年月日、販売先及び販売数量」と読み替えるものとする。

5 15 (省略)

別表第一(第四十九条関係)

十四及び十五 削除

十六 法の別表第一第二七九号の(1)に掲げる石油及び歴青油

十七 法の別表第一第二七一―二七二号の(一)の(1)の(1)の(1)の(1)に掲げる揮発油

十八―二十一 同上

(軽減税率の適用についての手続等)

第六十三条 同上

2及び3 同上

4 第九条及び第十条の規定は、前条第四号から第六号までに掲げる物品、同条第九号に掲げる物品のうちコーンフレークの製造に使用するもの以外のもの並びに同条第十一号から第十三号まで、第十六号、第十七号、第十九号及び第二十一号に掲げる物品について法第八条の七の軽減税率の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第四号、第五号、第九号、第十一号から第十三号まで、第十六号、第十七号又は第二十一号に掲げる物品であるときは、「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量」と、当該物品が同条第六号に掲げる物品であるときは、「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量並びに当該製品の販売年月日、販売先及び販売数量」と読み替えるものとする。

5 15 同上

別表第一(第四十九条関係)

番号	国 又 は 地 域 名
一四	
二三九	削除
二三八	(省略)
～	(省略)
二三	
二三九	削除
二三八	(省略)
～	(省略)
二三	
二三	削除
二	
～	(省略)
八二	
八一	削除
八	
～	(省略)
六五	
六四	削除
六三	
～	(省略)
二三	
二三	削除
二	
～	(省略)
一	

番号	国 又 は 地 域 名
一四	
二三九	マルタ
二三八	同上
～	同上
二三	
二三九	ポーランド
二三八	同上
～	同上
二三	
二三	ハンガリー
二	
～	同上
八二	
八一	チェコ
八	
～	同上
六五	
六四	スロバキア
六三	同上
～	同上
二三	
二三	エストニア
二	
～	同上
一	

一六三	一五八	一五七	一五六	一五五
～	～	～	～	～
	(省略)	削除	削除	(省略)

一六三	一五八	一五七	一五六	一五五
～	～	～	～	～
	同上	リトアニア	ラトビア	同上